

富士聖ヨハネ学園 身体拘束適正化の指針

社会福祉法人 聖ヨハネ会

障害福祉部門 富士聖ヨハネ学園

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

① 本指針の取扱い

障害者虐待防止法では、身体的虐待について「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定めており、正当な理由のない身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を奪うことに繋がりがねない行為です。

富士聖ヨハネ学園では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

② 身体拘束適正化の3要件

ア) 切迫性

(ア) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

イ) 非代替性

(イ) 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと

ウ) 一時性

(ウ) 身体的拘束が一時的なものであること

2 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

富士聖ヨハネ学園では、身体拘束等の適正化に取り組むにあたって「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。(学園では、利用者の権利擁護の観点から行動規制につながる恐れのある支援全般を検証するため『行動制限検討委員会』の名称を使用しています。重要事項説明書に記載)

① 設置の目的

身体拘束等の適正化について、学園全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法を検討することを目的とします。(人権擁護及び権利擁護の観点を含む)

② 身体拘束適正化検討の構成委員(『行動制限検討委員会』)

- ・管理者(責任者) 園長 遠藤克彦
- ・委員会運営担当者(担当窓口) 支援課長 関正明
- ・生活支援員 矢野聡 廣瀬貴将 小俣のぞみ 渡辺奈央 田草川茂 早川望
- ・外部委員 池谷進(識者)
- ・食事サービス課 渡辺順一
- ・診療所 天野鈴香(看護師)
- ・その他必要に応じ委員を指名する。

③ 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会は、年1回以上開催します。

身体拘束発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 身体拘束適正化検討委員会の役割

ア) 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。

イ) 職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。

ウ) 身体拘束適正化委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。

エ) 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生の状況を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

オ) 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。

カ) 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

⑤ 身体拘束適正化の責任者・担当者の選任

身体拘束適正化の責任者は 園長 遠藤克彦

身体拘束適正化の担当者は 課長 関正明 曾根祐佳 清水真弓 弓指真一 在原秀人

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、身体拘束等の適正化を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施(年1回以上)
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

4 身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

本人又は利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① 適正性の検討

身体拘束適正化検討委員会を中心に関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束の実施に当たり3要素(切迫性、非代替性、一時性)の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

② 本人・家族への説明および同意

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、目的、理由、期間等について検討し本人・家族に対する説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

事前に作成した記録様式に、身体拘束の様子、心身の状況、やむを得なかった理由などを記録します。

④ 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

5 身体拘束等が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本方針

① 身体拘束が発生した場合は、報告様式を用いて速やかに山梨県、東京都および市町村に報告するとともに、原因・結果を取りまとめ、適正性の検討を行います。

② 身体拘束を行った利用者の様態及び時間、心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由(3要件)を記録し、少なくとも5年以上保管します。

6 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

7 その他

身体拘束適正化のための内部研修ほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すように努めます。

付則

本指針は、令和4年4月1日より運用します。

令和6年4月1日(改訂)